

平成 20 年度 事業 報告 書
(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

1 役員会の開催

(1)第二十四回理事会

第二十四回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 20 年 5 月 19 日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事 37 名

(本人出席 7 名、代理人出席 27 名、書面による表決権行使者 3 名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議 案： 第一号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
第二号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件
第三号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
第四号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件
第五号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第六号議案 平成 19 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第七号議案 平成 20 年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

1. 笥 康生
2. 小杉 丈夫

(2)第二十二回評議員会

第二十二回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 20 年 5 月 19 日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員 34 名

(本人出席 6 名、代理人出席 27 名、書面による表決権行使者 1 名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号及び第三号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

議 案： 第一号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件

第二号議案 平成19年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第三号議案 平成20年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 稲葉 一生
2. 河内 悠紀

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成20年5月19日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3)第二十五回理事会(書面による議決)

平成20年10月28日、理事長原田明夫は第二十五回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、11月10日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 理事推薦の件

候補者 内田恒二氏 キヤノン株式会社代表取締役社長

第二号議案 評議員推薦の件

候補者 諸石光熙氏 弁護士

第三号議案 学術評議員推薦の件

候補者(再任)佐分晴夫氏 名古屋大学理事

候補者(再任)中川英彦氏 駿河台大学法科大学院講師

候補者(再任)松下満雄氏 成蹊大学法学部教授

候補者(再任)松島 洋氏 弁護士(第一東京弁護士会所属)

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 小貫 芳信

(4)第二十三回評議員会(書面による議決)

平成20年11月14日、理事長原田明夫は第二十三回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成20年11月28日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 内田恒二キヤノン株式会社代表取締役社長に対する理事委嘱承認の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 小島 吉晴
2. 小泉 淑子

2 法整備支援受託事業

(1) ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

①第28回ベトナム(犯罪学研究)研修

期 間： 平成20年6月24日～7月4日（11日間）

場 所： JICA東京国際センター及び法務総合研究所（東京）

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、本プロジェクトの基本合意に基づき、最高人民検察院の機能強化の支援を行うため、その関係者を日本へ招へいして実施したものである。

研修では、研修員が法務総合研究所をはじめとする日本の犯罪学・刑事政策の研究機関を訪問し、見学、講義、意見交換等を通じてその組織・研究手法等に加え、犯罪白書公刊の実際につき学ぶほか、犯罪学・刑事政策の専門家から講義を受け、犯罪学研究の手法、刑事統計データの集積・分析方法等について知識を習得することができた。「最高人民検察院犯罪学研究センター」の設立に寄与することとなる。

研修員：10名

ズオン・タイン・ビェウ最高人民検察院次長検事

ヴ・スアン・チュオン ナム・ディン省人民検察院検事正

グエン・ヴァン・ティエン ハ・ティン省人民検察院次席検事

グエン・ティエン・ギエップ ロン・アン省人民検察院次席検事

ディン・ヴァン・ヒエン最高人民検察院犯罪学・犯罪統計部副部長

チュオン・ミン・マイン最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部検事

グエン・コン・ドン 最高人民検察院ハノイ控訴審訴追・監督部検事

グエン・ゴック・カイン最高人民検察院検察理論研究所調査・法制課長

ヴ・ティ・ハイ・イエン 最高人民検察院国際協力部法律専門官

グエン・スアン・ハー 最高人民検察院検察理論研究所法律専門官

②第29回ベトナム(裁判実務の改善及び判例情報等の提供)研修

期 間： 平成20年8月18日～8月29日（12日間）

場 所： 法務総合研究所（大阪及び東京）

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、本プロジェクトが対象とする裁判実務の改善及び判例の普及に向けた支援を行うため、その関係者を日本へ招へいして実施したものである。

研修では、我が国における①裁判実務の在り方、具体的には、訴訟運営、裁判所の他機関との連携及び②判例の利用に関する情報の提供、活用の状況などについての講義や関係機関訪問を行うことでベトナム側担当者の知見を深め、ベトナムにおける裁判実務の改善及び判例の利用に役立ててもらうことを目指した。

研修員：10名

グエン・チ・トゥエ	バクニン省級人民裁判所所長
ホアン・ティ・キム・オアイン	最高人民裁判所刑事裁判所副所長
ブイ・ティ・ハイ	最高人民裁判所経済裁判所副所長
ホアン・ティ・バック	最高人民裁判所労働裁判所裁判官
ダオ・ティ・スアン・ラン	最高人民裁判所行政裁判所副所長
ファム・ミン・トゥエン	バクニン省級人民裁判所副所長
グエン・ヴァン・クオン	最高人民裁判所裁判理論研究所副所長
グエン・タイン・マン	ダナン市人民裁判所副所長
グエン・ヴァン・ヴ	バクニン省級人民裁判所民事裁判所所長
グエン・ヒウ・スオン	バクニン省級人民裁判所事務局副局長

③第30回ベトナム(刑事訴訟法実務の向上と同法改正に向けた刑事訴訟の比較研究)研修

期 間： 平成21年3月9日～3月19日（11日間）

場 所： JICA東京国際センター及び法務総合研究所(東京)他

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、最高人民検察院の機能強化の支援を行うため、その関係者を日本へ招へいして昨年6月、7月に引き続き実施したものである。ベトナムでは2011年までに刑事訴訟法の改正を計画しており、今回の研修では専門家による講義に加え、法廷を傍聴することなどにより、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事訴訟法の諸要素の実際の運用等を学ぶことによって、刑事訴訟法の改正に役立てることを目的としている。研修員は、日本の刑事訴訟法についての専門家による講義を受け、法廷を傍聴することなどにより、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事訴訟法の諸要素の実際の運用等を学ぶことにより、刑事訴訟法の改正に役立てる。

研修員：16名

ブイ・ドック・ロン	最高人民検察院勾留・留置・受刑者管理及び再教育監督局長
グエン・ユイ・ホン	最高人民検察院社会秩序関連刑事事件訴追・捜査監督局長
ズオン・ヴァン・ティウ	最高人民検察院監察局長
グエン・ヴィエト・フン	バク・ザン省人民検察院検事正
グエン・ヴァン・ホアット	バク・ニン省人民検察院検事正

フイン・ズン・ティエン	ティエン・ザン省人民検察院検事正
グエン・ティエン・ロン	バク・ニン省人民検察院次席検事
カオ・ヴァン・フク	最高人民検察院麻薬関連事件訴追・捜査監督部副局長
グエン・コン・ティ	ゲ・アン省人民検察院次席検事
ブイ・ティ・ホン・ヴァン	ハ・ナム省人民検察院次席検事
ディン・ヴァン・ダン	最高人民検察院人事組織局課長
グエン・ヴァン・タイン	バク・ニン省人民検察院捜査公判監督課長
ノン・スアン・チュオン	最高人民検察院検察理論研究所法律専門官
フン・ドゥク・キェム	バク・ニン省人民検察院検事
グエン・ゴック・タム	最高人民検察院検事
ライ・カオ・ビン	最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部検事

(2) ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1(平成8年12月～平成11年12月)、フェーズ2(平成11年12月～平成15年3月)、フェーズ3(平成15年7月～平成19年3月)が実施されてきたが、その後をうけた国際協力機構とベトナム司法省他のベトナム法・司法制度改革支援4ヶ年プロジェクトは平成19年4月からスタートし平成22年度が最終年度となっている。

プロジェクトの主要内容

「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関（裁判所、検察庁、弁護士会）及び司法補助機関（戸籍、不動産登記、公証に係る機関）の能力の改善に向けた取組を行う。起草支援としては、平成19年11月の国会にて決定された立法スケジュールを踏まえ、不動産登記法、担保取引登録法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

当年度は民法共同研究会（委員長 森嶋昭夫日本気候政策センター理事長 委員9名）が研究会を6回開催し、裁判実務改善研究会（委員長 村上敬一同志社大学大学院教授 委員4名）が5回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家や短期専門家の派遣により現地セミナーやワークショップが適宜実施された。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

①第4回カンボジア法曹養成支援研修

期 間： 平成20年10月6日～10月17日（12日間）
場 所： 法務総合研究所(大阪) 及びJICA大阪国際センター

研修内容： カンボジアにおいては、平成14年、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関として王立司法官職養成校が設立され、平成15年から研修が行われている。法務省は、養成校からの我が国に対する支援要請を受け、養成校において、我が国が起草を支援している民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判教育が行われることを目指し、カリキュラム策定、教材作成及び指導方法の改善等に資する支援を行っている。本研修は、過去3年間毎年実施されており、今回が4度目となる。今回の研修においては、法曹養成研究会委員である弁護士の参加・協力を得て、研修員に新民事訴訟法の理解を深めさせるため模擬裁判を実施し、執行・保全について講義や裁判所における実務見学を実施した。

研修員：7名

ングオン・ロタナー	プルサット州裁判所判事
コン・ダラチャート	コンボンチュナン州裁判所判事
モン・モニソピア	プレイベン州裁判所判事
キム・メイン	バタンバン州裁判所判事
フート・ヒエン	カンダル州裁判所判事
チア・ソッヒエン	プノンペン市裁判所判事
ヘン・ソックナー	タケオ州裁判所判事

②カンボジア法整備支援(不動産登記)研修

期 間： 平成21年2月11日～2月20日（10日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容： 近々適用される民法と矛盾抵触する内容を含む既存の土地法は今後の

民法適用後に失効するため、土地法を改廃し登記制度を整備する必要がある。本研修においては、民法の起草に関わった日本側民法部会委員による講義や質疑応答、民事局による日本の不動産登記制度の説明や東京法務局見学により、民法の土地法に与える影響や民法を反映した不動産登記制度のあり方などについてカンボジア側研修員の理解を深めることを目的としている。民法、民事訴訟法がカンボジア国内において適切に運用されるためには、不動産登記、供託など関連法令・制度の整備、法制度を運用する人材の育成が急務である。カンボジアの自立発展性を高めるというキャパシティビルディングの観点から、日本における法律の作り方や注意点につき、民事局、参議院法制局などの担当者が講義を行い、カンボジア側研修員の能力向上を目指した。

研修員：14名

チャン・ソティアヴィ 司法省次官

リム・ヴォン	国土管理都市計画建設省地籍地理総局長
ブン・ホン	司法省次官補
イェン・シナ	司法省次官補
キウ・ソッカー	司法省技術総局次長
シアック・ヴァナ	国土管理都市計画建設省土地登記局長
ホイ・パップ	国土管理都市計画建設省土地管理局長
ティット・ルッティ	司法省付判事
トーイ・タルット	司法省民事局長
ニル・フィリップ	司法省法教育局長
カエウ・セッター	司法省民事局次長
チー・リアン	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
パン・チャンリー	司法省総務局次長
テーン・チアン	司法省内部監査局総務課長

③第5回カンボジア法曹養成支援研修

期 間： 平成21年3月9日～3月17日（9日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容： 民事訴訟法の草案が作成された後、裁判官が新しい手続に従って民事訴訟を進めることを助けるため、日本側との共同作業で民事訴訟第一審手続マニュアルが作成されたが、その後、内容の見直しを行った結果、より正確で分かり易い内容に改訂することが必要であることが判明した。同マニュアルは王立裁判官・検察官養成校の教材の中で最重要と位置づけられるものであることから、改訂作業に適した教官候補生4名を日本に招き、集中的に改訂作業を行うことで、候補生の教官としてのスキルアップと教材作成ノウハウの習得という効果を期待した。研修では地方裁判所及び簡易裁判所における民事訴訟の実務見学をした上、ICD教官と候補生が共同作業でマニュアルの改訂作業を実施した。

研修員：4名

チャン・シナ	プノンペン市裁判所判事
タン・スンライ	シアヌークビル市裁判所判事
セン・ニエン	カンポット州裁判所判事
コン・ダラチャート	コンポンチュナン州裁判所判事

(4)カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡し、国会の審議を経て民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行（適用は平成19年7月）、民法は平成19年12月に成立・公布（適用期日は未定）された。

引き続き平成20年度より下記2つのプロジェクトが開始されている。

法制度整備支援プロジェクト・フェーズ3(平成20年度4月～平成24年3月)

- ・民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援
- ・民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援

当年度は民法作業部会(委員長 森脇昭夫日本気候政策センター理事長
委員14名)を6回及び民訴法作業部会(委員長 竹下守夫駿河台大
学総長 委員11名)を4回実施した。

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ2(平成20年度4月
～平成24年3月)

- ・教材作成・教官養成等の支援
- ・継続教育への支援

当年度は法曹養成共同研究会(委員長 岩木幸司法研修所教官 委員7
名)を3回実施した。

上記のほか、JICA-Netを使用した遠隔セミナーを5回(法曹養成共同研究会2回、
民訴法作業部会3回)実施した。

当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5) 中央アジア法整備支援研修(中央アジア4カ国研修)

中央アジア比較法制研究研修(会社法、担保法、倒産法等比較研究)

期 間： 平成20年12月11日～12月19日(9日間)

場 所： 法務総合研究所(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： 中央アジア4カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベ
キスタン)の裁判所及び企業、担保、債権者・株主の保護又は倒産を
監督する関係省庁等より12名を招き研修を実施した。グローバル
化する世界経済においては、国際標準に対応したコーポレートガバ
ナンスが求められていることから、本研修では、対象4カ国の企業
法制に関する専門家の間で、各国の会社法制、担保法制、倒産法制
等の制度についての比較研究を実施し、共通する問題点を探り、そ
の改善策を検討することを目指した。併せて、大阪地方裁判所、ロ
シア・CISの法制について研究している名古屋大学等関係機関の訪
問を実施した。

研修員：12名

(カザフスタン)

ムハメトカリエフ	ヌルケン	アスタナ市特別広域経済裁判所裁判官
スレイメノヴァ	アセムグル	アスタナ市特別広域経済裁判所裁判官
イェルセイトヴァ	サンドウガツシュ	アブドラザクノヴァ司法省立法部立法課長
イェシーモヴァ	ダナ	アクルベコヴァ経済予算計画省法務部長
(キルギス)		
カマエフ	シルガック	ルスラノヴィッチ 国有資産管理国家委員会倒産部長
ヌルンベトフ	ジルガルベック	ビシュケク市広域裁判所裁判官
(タジキスタン)		
ホリクゾダ	ジョニベック	司法省立法部副部長、立憲防衛公安部長
ラヒーモフ	バフリッディン	ドゥシャンベ市経済裁判所裁判官
(ウズベキスタン)		
ボボエフ	ファフリッディン	非独占化・競争企業活動支援国家委員会副部長
フサーノフ	ウチクン	対外経済関係・投資・貿易省法務局主任専門官
フドヤーロフ	ノディール	タシュケント州経済裁判所裁判官
マフムドフ	バホディール	司法省外国投資・外資企業法的保護部副部長

(6) インドネシア和解・調停制度強化支援研修(インドネシア研修)

期 間： 平成20年7月7日～7月18日(12日間)

場 所： 法務総合研究所(東京)、JICA東京国際センター

研修内容： インドネシアに対しては、2002年1月及び2003年1月に同国法制度の基礎的な調査が実施され、2002年から2006年7月まで合計5回の日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーと題する本邦研修を実施した。引き続き2007年3月より2年間の予定で「和解・調停制度強化支援プロジェクト」を実施することとなり、昨年に続き第2回目の本邦研修が実施された。本研修は、支援プロジェクトの柱となる①PERMA2/2003の改正、②調停人養成研修制度改善、③改正PERMA及び新調停人養成制度の広報の3つのコンポーネントから構成され、日本側アドバイザーグループメンバーと幅広い協議を行った。

研修員：12名

ハリフィン・トゥンパ	最高裁判所副長官
アチャ・サンジャジャ	最高裁判所民事部長
スリ・マムジ	I I C T (調停人認証機関)の長
ビンサー・パパハン	ボゴール地方裁判所長
レスナ・メノン	バンドゥン地方裁判所裁判所長
ディア・スラストゥリ・デウィバンドゥン	地方裁判所判事
タクディル・ラーマディ	I I C T (調停人認証機関)研究員
ザルイ・ラバイン	南ジャカルタ地方裁判所長
スウィジャ・アブドゥラ	デポック地方裁判所副所長
フィルマンシャ	弁護士

タヒール・ムサ・ルットフィ・ヤジッド 弁護士
ラトナ・イラワティ PMN(調停人認証機関)主任運営員

(7) インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

インドネシア司法関係者に対する本邦研修は平成14年度からスタートし、諸法律やその運用制度全般について日本との比較を軸にセミナーを実施、2年間の実施内容をもとに、インドネシアにおいて今後改善が最も望まれている分野として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営」を基調テーマとして、平成16年度から3カ年計画でセミナーを行い民事紛争解決制度の効率化に向けて政策提言書が作成された。それに基づきJICA事前評価調査団が派遣され、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が平成19年3月から2年間の予定で実施された。当年度はその最終年度であった。

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

アドバイザーグループ（草野芳郎学習院大学法学部法科大学院教授他5名）
会合が5回開催された。

(8) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト(中国研修)

①第2回中国研修(民事訴訟法・仲裁法)

期 間： 平成20年5月21日～6月27日

場 所： 法務総合研究所（東京・大阪）、JICA東京国際センター

研修内容： 研修にあたり中国側から事前に日本の民事訴訟法及び仲裁法の専門家、法曹関係者らに対し、中国側の民事訴訟法(執行・保全部分)及び仲裁法の改正課題・日本の民事訴訟法改正経緯に関する関心事項についてレポートを提出してもらった上、日本の民事執行法・民事保全法及び仲裁法の改正経緯についての講義、裁判所への訪問、意見交換等を行った。それにより、中国側立法担当者及び裁判官らに日本の民事執行法、民事保全法及び仲裁法に関する法改正経緯とその裁判・仲裁実務の背景・改正による効果等を理解してもらい、更に中国の改正民事訴訟法案・同仲裁法案の起草に当たり、日本の経験から留意すべきことについても理解を深めてもらった。

研修員：9名

賈 東明	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任
袁 詩鳴	國務院法制弁公室政府法制調整司処長
郝 作成	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副処長
石 宏	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副処長
曲 竹君	中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁研究所副所長
李 相波	最高人民法院民二庭助理審判員
李 倩	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室係長

王 巍巍 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審査室係長
水 淼 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室係長補佐

②第3回中国研修(民事訴訟法・仲裁法)

期 間： 平成20年11月6日～11月14日

場 所： 法務総合研究所（東京・大阪）、JICA東京国際センター

研修内容： 本研修は今回で3回目である。今回は主として控訴・上告審、調停制度などを中心に中国側の理解を深めることに注力した。本研修では、中国側研修員から本プロジェクトに協力いただく日本の民事訴訟法及び仲裁法の専門家、法曹関係者らに対し、中国側の民事訴訟法の改正課題・日本の民事訴訟法に関する関心事項について事前に提出してもらい、日本の民事訴訟法についての講義、裁判所や弁護士事務所への訪問、参議院法制局訪問、意見交換等を行った。それにより政府立法担当者及び立法に参画する裁判官らに日本の民事訴訟法の内容とその裁判実務の状況や中国の改正民事訴訟法案の起草に当たり、日本の経験から留意すべきこと等について理解してもらうことを目指した。

研修員：10名

高 志新 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室主任
扈 紀華 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任
何 山 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副巡視員
張 国蓉 最高人民法院民四庭審判員
賈 勁松 最高人民法院民一庭助理審判員
段 京連 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室調研員
王 瑞娣 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室調研員
陳 淑萍 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室調研員
李 園 広西チワン族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会主任科員
許 燦 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室幹部

(9)中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年3月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが開始された。

内容としては、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることに重点を置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」を実施している。平成20年度は、上述の通り5月に第2回本邦研修、11月に第3回本邦研修を実施し、10月に現地セミナーが実施された。

委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授

委員 12人

平成20年度は研究会を5回開催。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第10回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐ
る実務上の諸問題

韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修は当年度第10回を迎え、個別テーマについてより内容の深い研究が行われ、この研究の成果は両国関係機関にとり極めて貴重な資料となっている。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を行っている。

韓国セッション 平成20年6月16日～6月26日ソウル
日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後6月26日帰国報告会を実施。

日本セッション 平成20年10月13日～10月23日東京
韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、10月21日総括発表として韓国研修員による発表会開催。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側の要請により「独占禁止法」をテーマとして取り上げた。

今回は北京での6回目の開催となり、中国側の主催者である国務院国家发展改革委員会の杜鷹副主任をはじめとする関係者の方々の周到な準備のもとに、国務院各省庁、全国の国家发展改革委員会地方組織よりの参加者を含む、大学、法曹、企業等広い範囲から約110人の参加を得て大変充実したセミナーとなった。

今回のテーマは国家発展改革委員会の要請に沿い、平成20年8月1日より中国で独占禁止法が施行されたことに鑑み、日本での独占禁止法の運用の経験とその教訓について紹介することであった。

上記について、いずれも公正取引委員会にて日本の独占禁止法の運用に実際に携わってこられた上杉秋則一橋大学大学院教授、栗田誠千葉大学大学院教授及び山田務日本総合研究所主任研究員の三氏に講師をお願いし、大変時間をかけ準備いただいた。又講師三人の講演のベースとなる資料は、あらかじめ翻訳の上中国側に提供し、中国側のコメンテーター他関係者に事前に準備してもらったことにより、当日のコメンテーターの意見発表、中国での実施状況の紹介は内容のあるものを得たものとなり、充実したセミナーとすることができた。

第13回日中民商事法セミナー（北京）

日 時： 平成20年10月17日（金）

場 所： 北京日航新世紀飯店

主 催： 日本側 当財団、法務総合研究所
中国側 国務院国家発展改革委員会

開会挨拶： 杜 鷹 国家発展改革委員会副主任
宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長

講演Ⅰ： 演題：カルテル規制のあり方ー日本の経験とその教訓
講師：上杉秋則 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
講演Ⅰに関する中国側コメント

コメンテーター：黄 勇 对外経済貿易大学法学院教授

講演Ⅱ： 演題：市場支配的地位の濫用規制と合併規制のあり方ー
日本の経験とその教訓

講師：栗田 誠 千葉大学大学院専門法務研究科教授
講演Ⅱに関する中国側コメント

コメンテーター：邵中林 最高人民法院知識産権審判長

講演Ⅲ： 演題：事件審査手法その他の法執行のあり方ー日本の経験とその教訓

講師：山田 務 (株)日本総合研究所主席研究員・前公正取引委員会審査局長
講演Ⅲに関する中国側コメント

コメンテーター：尚 明 商務部反壟断局局长

総括スピーチ： 小杉丈夫 財団法人国際民商事法センター理事
松尾綜合法律事務所弁護士

閉会挨拶： 日本側 稲葉一生 法務総合研究所国際協力部長
中国側 任 瓏 国家発展改革委員会法規司司长

セミナー参加者懇談晚餐会：財団法人国際民商事法センター主催

(2) アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

アジア株主代表訴訟シンポジウム

当財団は、法務総合研究所とともに平成18年4月より3年間の予定でアジア株主代表訴訟研究会を開催してきたが、この研究会では、コーポレート・ガバナンスの重要な一翼を占める「株主代表訴訟」について日本企業の主な進出先と考えられる中国、韓国、シンガポール、台湾を研究対象地域として比較研究を行ってきた。

そこで、これまでの研究活動の発表の場として、これらの国々から専門家を招へいし、アジア株主代表訴訟研究会の委員を交えて、各国における株主代表訴訟制度についての現状と実務上の諸問題、そして今後の方向等について幅広い観点から議論する場を設け、この分野における法情報を広く一般に提供するとともに、法制度上の課題の解決と更なる発展に資するため、アジア株主代表訴訟シンポジウムを開催した。多数の参加者を得て、質疑応答も活発に行われ盛会であった。

日 時：平成21年3月9日10:00～17:00

場 所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室（法務総合研究所国際協力部）

テーマ： アジア株主代表訴訟セミナー

主 催：法務総合研究所、当財団、JETRO

主催者挨拶： 小貫芳信 法務省法務総合研究所長

原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

土屋敬三 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)大阪本部長

第1部 アジア株主代表訴訟研究の意義

近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

第2部 個別パネルディスカッション

「中国における株主代表訴訟制度の実践と制度の改善」

講演： 宣 偉華 国浩律師集団事務所律師(弁護士)

パネルディスカッション

進 行： 川口恭弘 同志社大学大学院司法研究科教授

パネリスト： 宣 偉華 国浩律師集団事務所律師(弁護士)

近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

「韓国における株主代表訴訟の現状と展望」

講演： 権 鍾浩 建国大学校法科大学教授

パネルディスカッション

進 行： 伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

パネリスト： 権 鍾浩 建国大学校法科大学教授

川口恭弘 同志社大学大学院司法研究科教授

森川 茂 住友商事(株)関西ブロック総括部法務チーム

長

「シンガポールにおける株主代表訴訟」

講演： Ewing-Chow Michael シンガポール国立大学准教授

パネルディスカッション

進 行： 森川 茂 住友商事(株)関西ブロック総括部法務チーム

長

パネリスト： Ewing-Chow Michael シンガポール国立大学准教授

中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

「台湾における株主代表訴訟制度の実情と展望」

講演： 廖 大穎 中興大学財經法律学系教授

パネルディスカッション

進 行： 中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

パネリスト： 廖 大穎 中興大学財經法律学系教授

伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

川口恭弘 同志社大学大学院司法研究科教授

第3部 会場との質疑応答

進 行： 池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

第4部 総 括

I 全体パネルディスカッション

「株主代表訴訟制度の展望～株主保護はいかにあるべきか～」

進 行： 池田 裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

II 総 括

近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

(3)他団体との共催事業

①2008年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター主催による下記セミナーを後援

日 時： 平成21年3月11日14:30～17:10

場 所： 北國新聞社

講演Ⅰ： 「台湾における投資者保護と株主代表訴訟制度の展望」

廖 大穎 中興大学財經法律学系教授

講演Ⅱ： 「シンガポールにおける投資家保護のシステム」

Ewing-Chow Michael シンガポール国立大学准教授

講演Ⅲ： 「日本における会社役員の法務リスク」

伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

②「中国民事訴訟法専門家による講演会」

法務総合研究所が招聘した中国の専門家による講演会を東京及び大阪にて共催し、会員企業はじめ多数の参加を得た。

1) 東京会場

日 時： 平成 21 年 3 月 16 日 (月) 14:00～17:00

場 所： 弁護士会館 17 階 1701 会議室

講 演： 「中国民事訴訟法の現状と改正課題」

張 衛平 中国清華大学法学院教授

日本側コメント： 上原敏夫 一橋大学大学院法学研究科教授

2) 大阪会場

日 時： 平成 21 年 3 月 19 日 (木) 14:00～17:00

場 所： 法務総合研究所国際協力部 2 階 国際会議室

講 演： 「日中民事訴訟法についての比較」

劉 栄軍 中国北京師範大学法学院教授

日本側コメント： 上原敏夫 一橋大学大学院法学研究科教授

池田辰夫 大阪大学大学院高等司法研究科教授

金 春 大東文化大学法学部法律学科講師

5 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成 8 年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成 18 年 4 月よりは「株主代表訴訟」をテーマとして、平成 21 年 3 月まで 3 ヶ年研究を実施した。本年度は最終年度であり総まとめとして海外からの専門家を招聘しシンポジウムを開催した。

名 称 株主代表訴訟研究会

主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団

期 間 平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月 (3 年プロジェクト)

研究対象国・地域 中国、韓国、シンガポール、台湾

座 長 近藤 光男 神戸大学教授

委 員 川口 恭弘 同志社大学法学部教授

伊勢田道仁 関西学院大学法学部教授、弁護士

中東 正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

池田 裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

森川 茂 住友商事(株)関西ブロック総括部法務チーム長

稲葉 一生 法務総合研究所国際協力部長

杉山 典子 法務総合研究所国際協力部教官

平成 20 年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第14回研究会	平成20年7月23日
第15回研究会	平成20年9月8日
第16回研究会	平成20年11月17日
第17回研究会	平成21年1月26日
第18回研究会	平成21年3月23日

(2)海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3)資料収集配布等

本年度は特段の配布物はなかった。

6 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

第28号 平成20年7月発行

平成19年度事業報告、平成20年度事業計画
2007年度「国際民商事法金沢セミナー」

第29号 平成20年12月発行

第13回日中民商事法セミナー特集

(2)パンフレット作成・ホームページの内容修正

ホームページの内容修正を行った。